令和7年度

対馬市人事行政の運営等の状況

令和7年10月

I 職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用の状況(令和6年度)

(単位:人)

																					<u> </u>	
 	ζ			分		討	t	黟	É	0	0	Ŧ	重		類			巽	考		合	計
				λĵ	丩	級	試	験	-	級	試	験	初	級	試	験	Ų	苎	75		П	пІ
-	- 般	行	政	職				2								10				0		12
	事	務		職				2								4						6
	技	術		職												2						2
	学	芸		員												4						4
	保	育		\pm																		0
2	Ē	療		職																		0
	栄	養		\pm																		0
	保健	師·	看護	餔																		0
Ä	J	事		職																		0
ì	¥	防		職												8						8
孝	女	育		職																		0
	合		計					2				0				18				0		20

2 再任用職員の採用の状況(令和6年度)

Image: section of the sec	-			分	試	験	の	種	類		選	考	合	計
\triangle	<u> </u>			.)],	上級	試 験	初	〕級	試 験		迭	75	П	ΠI
-	- 般	行	政	職								12		12
	事	務		職								10		10
	技	術		職								2		2
	保	育	•	\pm										0
医		療		職								1		1
	栄	養		士										0
	保健	師·	看護	餔								1		1
淮	ŀ	事		職										0
消	Í	防		職								1		1
教	ζ	育		職										0
技	能	労	務	職										0
	合		計			C)		С)		14		14

備考 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条 の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

3 任期付職員の採用の状況(令和6年度)

_											
×	_			分	ì	巽	考		合	i	計
	- 般	行	政	職							
	事	務	i	職							
	技	術	-	職							
	学	芸		員							
医		療		職							
	栄	養		\pm							
	保健	師·	看護	餺							
淮	Ī.	事		職							
消	Í	防		職							
教	ζ	育		職							
技	能	労	務	職							
슫	ì			計				0			0

備考 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条 第1項及び第2項並びに第7条第1項の規定に基づき、任命権者が採用した任期付職員数の 状況である。

退職の状況(令和6年度)

	_	190 00	D (//	ט מירון אינו	1 /2/								
							そ	0	0	他			
	<u> </u>	ź.	分	定年退職	勧奨退職	普通退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	任期 満了	合	計
_	般~	行 政	職	7		15							22
医	y	寮	職	2									2
消	[坊	職	1		4							5
海	1	事	職										0
教	Ī	育	職			2							2
技	能:	労 務	職										0
合			計	10	0	21	0	0	0	0	0		31

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3 (1)第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勧奨退職 任命権者が行う退職勧奨に応じた退職
- (3)普通退職 自己都合による退職
- (4)
- (5)
- 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職 懲戒免職 地方公務員法第第29条の規定による免職 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (6)

5 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由

	区	分	職	員	数	対 前:	年 度 増	減 数	7年度分の
部	門		5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	主な増減理由
	議	会	5	5	5	0	0	0	
_	総	務	101	99	97	1	△ 2	△ 2	欠員不補充
	税	務	22	21	21	Δ1	Δ1	0	
般	民	生	69	67	68	Δ1	△ 2	1	欠員補充
	衛	生	61	57	53	0	△ 4	△ 4	欠員不補充、配置調整
行	農材	木水産	35	35	34	0	0	△ 1	対馬地域商社への派遣終了
	商	エ	18	17	16	1	Δ1	△ 1	組織改正
政	土	木	25	25	26	1	0	1	組織改正
	小	計	336	326	320	1	△ 10	△ 6	
特	教	育	58	58	57	0	0	△ 1	欠員不補充
別行	消	防	90	90	89	Δ1	0	△ 1	欠員不補充
政	小	計	148	148	146	△ 1	0	△ 2	
公	診	療所							
営	水	道	14	14	13	0	0	△ 1	水道事務所統合
企	交	通	2	2	2	0	0	0	
	下	水 道							
業	そ	の他	19	18	18	△ 1	Δ1	0	
等	小	計	35	34	33	△ 1	Δ1	△ 1	
合		計	519	508	499	Δ1	△ 11	△ 9	

② 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
11 41 12 441	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	14	40	50	36	24	37	40	61	82	55	38	22	499

Ⅱ 職員の給与の状況

1 人件費の状況(普通会計決算)

57 /\	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区分	(6年度末)	А		В	B/A	5年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
6	26,783	33,647,080	509,895	4,979,268	14.8	14.3

2 職員給与費の状況(普通会計予算)

×	☑ 分	職員数		給 4	 費		一人当たり給与費
	≥ '/J'	А	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
	年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	7	497	1,902,544	438,200	787,469	3,128,213	6,294

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日)

区分	4年度	5年度	6年度
対 馬 市	99.2	98.1	98.5
全国市平均	98.7	98.6	98.6
類 似 団 体	97.4	97.3	97.3

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

	区	分		平均	年	齢	平均給料月額	平均給与月額
- -1	E					歳	円	円
対 	馬	П	וכ		43.	4	336,716	398,933

② 技能労務職

	区	分		平:	均:	年 齢	平均給料	月額	平均給与	月額
太	· ·	:	규			歳		円		田
^`] ///	9	1 1		_		_			_
	うち学	六田3	次吕			歳		円		田
	ノり子1	Υ.Η.1	労貝		_		_			_
	うちそ(カ#HB	排 旧	·	•	歳		円		円
	7500	77 TE4	以只		_		_			_

③ 医療職(1)(栄養士)

	区	分		平均	年 齢	平均給料月額	平均給与月額
- -1	F		+		歳	円	円
刈	馬		ф		42.3	324,617	352,907

④ 医療職(2) (保健師、看護師、准看護師)

	区	分	平均年齡	平均給料月額	平均給与月額
- -1	F	+	歳	円	円
対	馬	ф	44.7	327,588	362,430

⑤ 教育職

	区	分	平	均年	齢	平均給料月額	平均給与月額
	-				歳	円	円
刈	馬	ф		45.	5	388,588	477,993

⑥ 海事職

	区	分		平均	年 齢	平均給料月額	平均給与月額
+1	F		+		歳	円	円
X·J	馬		Ш		42.0	336,200	403,000

(注)1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における各職種ごとの職員基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外 勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

5 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

□ □	区分		対 馬 市		国		
区				初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大	学	卒	220,000 円	228,900 円	220,000 円	228,900 円
加文 1 」 政 和	高	校	卒	188,000 円	199,400 円	188,000 円	199,400 円
技能 労務職	高	校	卒	一 円	一 円	一 円	- 円
1文 RE 力 物	中	校	卒	一 円	一 円	一 円	- 円
医療職(1)	大	学	卒	227,400 円	235,600 円	227,400 円	235,600 円
	短	大	卒	208,300 円	221,600 円	208,300 円	221,600 円
医療職 (2)	大	学	卒	255,400 円	261,600 円	255,400 円	261,600 円
区旗帜(乙)	短	大	卒	249,400 円	256,300 円	249,400 円	256,300 円
教 育 職	大	学	卒	246,300 円	255,600 円	246,300 円	255,600 円
教育 職	短	大	卒	220,700 円	237,500 円	220,700 円	237,500 円
海事職	高	校	卒	207,300 円	221,800 円	207,300 円	221,800 円
	中	校	卒	一 円	一 円	一 円	一 円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

	区		分			経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
fin.	行 政	職	大	学	卒	282,500 円	302,800 円	354,200 円
川又	1」以	卿	峘	校	卒	246,200 円	272,200 円	302,800 円
士	労 務	磁	峘	校	卒	一 円	- 円	一 円
1人 形	カ が	収	毌	校	卒	一 円	- 円	一 円
医療	職 (1)	大	学	卒	278,200 円	304,600 円	331,200 円
区 烷	明(「	,	短	大	卒	270,200 円	279,500 円	319,100 円
医废	職 (2)	大	学	卒	293,800 円	302,500 円	338,000 円
区 烷	明 (乙	,	短	大	卒	289,800 円	295,300 円	330,600 円
教	育	職	大	学	卒	313,000 円	341,700 円	371,200 円
秋	Ħ	卿	短	大	卒	292,200 円	333,700 円	333,700 円
海	事	職	大	学	卒	一 円	一 円	一 円
一件	尹	収	넽	校	卒	299,400 円	317,500 円	335,400 円

7 一般行政職の等級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

職務の級		基準となる職務	職員数	構成比
1級	十串名	定型的な業務を行う職務	人 33	% 12.2
2級	主事級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職 務	人 26	% 9.6
3 級	係長級	係長及び主任の職務	人 32	% 11.9
4級	課長補佐級	1 課長補佐の職務 2 副参事の職務	人 48	% 17.8
5級		1 室長、出張所長及び主幹(以下「主幹等」という。)の職務 2 参事の職務	人 75	% 27.8
	課長級 次長級	1 理事の職務 2 次長の職務	人	%
6級	6級	3 課長、所長、館長、事務局長、署長、 副署長及び支署長の職務 4 特に困難な業務を所掌する主幹等の職務	43	15.9
7級	部長級	1 部長、政策監、会計管理者、教育部長、 局長及び消防長の職務	人	%
, 192		2 重要な業務を所掌する理事の職務	13	4.8

¹ 対馬市の給与条例に基づく給料表の等級別基準職務表による職員数である。2 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。 (注)

8 昇給期間短縮の状況

	区	分		全 職 種
	職	員 数		人
			Α	508
	普通昇給期間	(12~24月)	を短縮	人
6年度	して昇給した	職員数		0
			В	
	比	率		%
		E	3/A	0.0
	職	員 数		人
			Α	519
	普通昇給期間	(12~24月)	を短縮	人
5年度	して昇給した	職員数		0
			В	
	比	率		%
		E	3/A	0.0

9 職員手当の状況

①期末手当·勤勉手当

対 馬 市	国
1人当たり平均支給額(6年度)	_
1,579 千円	
(6年度支給割合)	(6年度支給割合)
期 末 手 当 勤 勉 手 当	期 末 手 当 勤 勉 手 当
2.50 月分 2.10 月分	2.50 月分 2.10 月分
(1.40)月分(1.00)月分	(1.40)月分(1.00)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5%~15%	· 役職加算 5%~20%
	· 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当

	対馬市			玉	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算	措置		その他の加算措置		
定年前早期	退職特例措置	(2%~20%加算)	定年前早期	退職特例措置	(2%~45%加算)
(退職時特別	川昇給	なし)	(退職時特別	川昇給 なし)
1人当たり平	均支給額	20,665千円			

⁽注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に勧奨・定年退職した全職種に係る職員に 支給された平均額である。

③ 特殊勤務手当

支給実績(6年度決算)	6,098 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	55,942 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	21.5 %
手当の種類(手当数)	10種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対す	トる支給単価
税務手当	徴税吏員	市税等の徴収、滞納処分	1日	500円
感染症等防疫作業 手当	業務に従事した職員	感染症患者等の救護、消毒 又は伝染病菌を有する家畜 の防疫作業	1日	3,000円
犬猫等死体処理作 業手当	業務に従事した職員	犬猫等の死体処理業務	1件	500円
行旅病人・死亡人 取扱作業手当	業務に従事した職員	行旅死亡人、漂流死体及び 身寄りのない者等の死亡の 処理	1日	6,000円
廃棄物処理業務手 当	業務に従事した職員	廃棄物処理業務	月	5,000円
消防業務手当	消防士	夜間勤務	1 夜	400円
火災等出動手当	消防士	水火災、その他の災害又は 警戒業務	1 回	300円
救急出動手当	消防士	救急出動業務	1 回	200円
	그 에 다	救急救命士の資格を持つ職 員の救急出動業務	1 回	500円
感染症搬送手当	業務に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑 いのある患者の搬送	1 回	300円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する現業 業務職員及び査察指導業務 に従事する職員	查察指導業務	月	5,000円

④ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	151,873 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	370,422 円

⑤ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単位	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)	
	配偶者 3,000	9				
	子 11,500	<u> </u>				
扶養手当	その他の 扶養親族 6,500F	門同じ	-	68,595千円	259,831円	
	加算 (特定扶養) 5,000	9				
	(満16歳の年度初めたら満22歳までの年度をまでの子に加算)					
	借家・借間住居者					
	家賃27,000円以下の場合					
住居手当	家賃月額-16,000円	_ ■ 同じ	_	36,710千円	246,376円	
住店于ヨ	家賃27,000円を超える場		_	30,/10十八	240,370	
	(家賃月額-27,000円) × 1/2+11,000円 (最高28,000円)					
	交通機関利用者	1				
	運賃相当額		使用距離			
通勤手当	交通用具利用者	異なる	区分が相	42,903千円	110,860円	
	片道2km以上~65キロkm以	上	」 違 			
	2,000円~34,100円					
管理職手当	支給額 部長級 55,000円 理事 49,000円 次長級 45,000円 課長等 41,000円 主幹 37,000円	異なる	役職に応じ た支給額が 相違	43,295千円	515,417円	
休日勤務手当	支給額 勤務 1 時間あたりの 給与額×135/100× 時間外勤務時間数	異なる	勤務1時間 あたりの給	23,771千円	139,013円	
夜間勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの 給与額×25/100× 務時間数	異なる	与額の算出 方法が相違	3,902千円	50,669円	
特地勤務手当	教育委員会の指導主	同じ				
準特地勤務手当	(給料+扶養手当) ×4/10 (6年目は2/100)	E 同じ	-	8,150千円	1,164,320円	
教員特別手当	教育委員会の指導主導 月額8,000円を超えない範	_	-	622千円	88,843円	
宿日直手当	職員が勤務した場合 1回4,400円を支給	異なる	特別宿日直 勤務に対す る支給なし	0千円	0千円	
管理職特別勤 務手当	臨時又は緊急の必要 その他の公務の運営 の必要により週休日 又は休日等に勤務し た管理職に支給 支給額1回につき8,000円以 6時間を超える場合、役職に 応じ3,000円~4,000円の加 あり	:	-	807千円	23,735円	
単身赴任手当	支給額 30,000円 職員の住居と配偶者 の住居間の距離が10 km以上の場合、距離 により8,000円~ 70,000円の加算あり	0 同じ	-	3,888千円	324,000円	

10 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

	区	分		給		料	月		額	等
給						(参考	·)類似団体(こおけ	ける最高	/最低額(R6.4.1)
	市		長	800,000	円		985,000	円	/	391,500 円
料	副	市	長	652,000	円		790,000	円	/	420,000 円
報	議		長	400,000	円		545,000	円	/	230,000 円
	副	議	長	340,000	円		475,000	円	/	200,000 円
酬	議		員	320,000	円		442,000	円	/	180,000 円
期	市		長	(6年度3	と給き	割合)				
末	副	市	長			3.45	月分			
-	議		長	(6年度3	と給き	割合)				
手	副	議	長			3.45	月分			
当	議		員							
退				(算	定方	式)			(支	給時期)
職手	市		長	給料月額×在	6×100/100 倍					£期毎
当	副	市	長	給料月額×在	王職	年数×	360/100)	[£期毎

Ⅲ 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(令和7年4月1日現在)

1	週	間	の	事	劼	務	時	間	の	割	振		IJ	
勤	務	時	間	始	業	終	業	休憩	時間	休息	時間	週	休	日
3	8 時間	引45	5分	8:4	45	17	7:30	12:00~	-13:00	-	_	土曜日	及び	日曜日

2 休暇の種類

	区分	付与日数	備考
年次	マ有給休暇	20	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るこ とを目的とした休暇
病気	〔 休暇	90	負傷又は疾病のために勤務に服することができない 職員に対し、その治療に専念させる目的で設けられた 休暇
	公民権行使	必要と認 められる 期間	選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の 職務を執行するために設けられた休暇
4.4	官公署への出頭	必要と認 められる 期間	職員が裁判員、承、鑑定人、参考人等として国会、 裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する 場合に認められる休暇
特	骨髄等の提供	必要と認 められる 期間	職員がドナーとなることを希望する場合において、 その登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の ため設けられた休暇
	ボランティア	5日の範 囲内	被災者又は障害者、高齢者等に対するボランティア 活動に参加する場合に認められる休暇
別	結婚	5日の範 囲内	結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる 行事等のため勤務しないことが相当であると認められ るとき与えられる休暇
	出産サポート	5日の範 囲内	不妊治療に係る通院等のために勤務をしないことが 認められる場合に認められる休暇(※体外受精その他 市長が認める不妊治療は10日以内)
休	産前	8週間	母性を保護するために与えられる休暇
	産後	8週間	同上
暇	育児	1日2回 各30分 以内	生後1年に達しない子を育てる職員が育児の時間を 請求した場合に認められる休暇
	出産補助	2日の範 囲内	職員の配偶者の出産に伴い、配偶者の世話、介護等 のために勤務に服することができない場合に認められ る休暇
	育児参加	5日の範 囲内	配偶者が出産する場合で、子の養育をする必要があ る場合に認められる休暇

	区分	付与日数	備考
	子の看護等	5日の範 囲内	中学校就学の終期までの子又は障害者で満18歳までの子を養育する職員が負傷又は病気の子の看護を行うため、または子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖のため、休暇を請求した場合に認められる休暇(※就学の終期までの子が2人以上の場合は10日以内)
特	短期介護	5日の範 囲内	職員の配偶者、父母、子等が、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるものの介護を行うために休暇を請求した場合に与えられる休暇
	忌引	10日~ 1日	職員の親族の死亡に伴い、必要と認められる行事等 のため勤務しないことが相当であると認めるとき与え られる休暇
別	祭日	1日の範 囲内	父母の祭日に法要を営む等特別の行事のために勤務 することができない場合に限り認められる休暇
	夏季	原則とし て連続す る3日	職員が夏季における心身の健康維持及び増進又は家 庭生活の充実のために請求した場合に与えられる休暇
	住居滅失・損壊	7日の範 囲内	職員の現住居が、地震、水害等の災害により滅失 し、又は損壊し、復旧等のため必要な場合に限り認め られる休暇
休	災害交通遮断	必要と認 められる 期間	地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断され、出勤が不可能の状態に陥っている場合で必要と認められる場合に認められる休暇
	退勤途上危機回避	期間	天災その他の非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを 得ない場合に認められる休暇
暇	公益団体	必要と認 められる 期間	国、地方公共団体の機関又は公共的団体等から依頼 を受けて、旅行又は会議へ出席する場合に認められる 休暇
	体育行事	必要と認 められる 期間	国又は県等が主催する体育行事に参加するため勤務 に服することができない場合に認められる休暇
	生理	必要と認 められる 期間	生理日において勤務することが著しく困難な女子職 員が休暇を請求した場合に認められる休暇
介護	養休暇	連続する 6月の期 間内	職員の配偶者、父母、子等が、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるものの介護を要するために勤務に服することができない場合に認められる休暇
組合	休暇	30日の 範囲内	職員が任命権者の承認を得て登録された団体の業務 又は活動に従事する期間に限り認められる休暇

IV 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(令和6年度)

(単位:件)

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号				0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号			9	9
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号				0
職制、定数の改廃、予算の 減少により廃職、過員を生 じた場合	第28条第1項第4号				0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号				0
地方公務員法第28条第4項に	より失職した者				0
合	計	0	0	9	9

懲戒処分の状況(令和6年度)

(単位:件)

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停職	免 職	合 計
法令に違反した場合	29条第1項第1号					0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	29条第1項第2号					0
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	29条第1項第3号					0
合	計	0	0	0	0	0

備考 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分された者の状況であり、当該年度において 同一の者が複数回にわたって懲戒処分された場合は、その数を重複して計上している。 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

職員の服務の状況報告書

営利企業等の従事許可の状況(令和6年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	27	27

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況(令和6年度)

研修の名称	対象者	実施回数	受講者数
新規採用職員研修	新規採用職員	2回	11人
主事級研修	主事	1回	19人
やねだん故郷創世塾	主事	1回	1人
次世代リーダー研修	主任級職員	1回	2人
中都市職員合同研修	主任級職員	1回	2人
地域づくりコーディネーター養成研修	主任級職員	8回	2人
係長研修	係長	2回	2人
次世代マネージャー研修	課長補佐級	1回	2人
課長研修	課長級	2回	9人
土木初級研修	土木職員	1回	1人
人事評価研修	評価者及び 被評価者	2回	392人
事業・業務改善提案研修(DX研修)	DX推進員	3回	2人
カスタマーハラスメント研修(ニーズ研修)	全職員	1回	71人
身だしなみ・対人折衝指導者養成研修	管理職	1回	54人

2 勤務成績の評定の状況(令和6年度)

評	定	の	方	法	評点	€者	評定結果の活用

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況(令和6年度)

区 分	内容	実 施	状 況
職員の保健に関すること	定期健康診断の実施 人間ドック受診	定期健康診断 人間ドック	384名 278名
その他厚生に関すること			

2 公務災害補償の状況

① 公務災害(令和6年度)

前年度末	受理件数	認定	件 数	取り下げ件数	未処理件数	
未処理件数	文连什奴	公 務 上	公 務 外	取り下げ件数	木処埕件数	
1	0	0	0	0	0	

② 通勤災害(令和6年度)

前年度末受理件数	認定	件 数	取り下げ件数	未処理件数
未処理件数	公 務 上	公 務 外	以り下げ 十数	不处连什奴

Ⅲ 勤務条件に関する措置要求等状況報告書

1 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての係属状況

	[X		分		6年度末の 係属件数	6年度中の 要求及び申立 件数	6年度中の 終結件数	6年度中の 繰越件数		
措	給				与						
置	休				暇						
要	そ		の		他						
求			計								
不	懲	戒		処	分						
服	分	限		処	分						
申	そ		の		他						
立			計								
	1	合		計	,						

2 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての処理状況

	助が作り以外の指置文が次で「HI型だり」に対象の「版作立でのだだ」															
					6年度中 の 終結件数	7	左	E Ø) P		内 :		訳		
	区		分								判		9	定		
			/3			却	取	_	下げ	全部処分	容 和 {	認消	一 部 処 分	容認修正	全机	部容認分承認
措	給			与												
置	休			暇												
要	そ	σ.)	他												
求	計								/							
不	懲	戒	処	分												
服申	分	限	処	分				/								
立	そ	の 他		他												
て		計														
	合		計													